

## 第 12 回 喜多方市農業委員会総会議事録

### 1 開催の日時及び場所

日 時 令和 3 年 11 月 19 日（金）午後 1 時 30 分  
会 場 山都保健センター 多目的集会室

### 2 委員定数 19 名

### 3 本日の総会に出席した委員

会 長 19 番 京野 貞夫

会長職務代理者 18 番 齋藤 澄子

委 員

1 番 高橋 忠一	2 番 高野 進	3 番 渡部 清孝
4 番 小沢 勝則	5 番 武藤 常雄	6 番 二瓶 崇
7 番 菊地 貴	8 番 山口 久人	9 番 大津 康男
10 番 小林千代松	11 番 平田 恭一	12 番 木戸 賢治
13 番 木村富士男	14 番 小林 博行	15 番 菅井 大輔
16 番 岩崎 茂治	17 番 佐藤 光伸	

### 4. 本日の総会に欠席通告した委員

なし

### 5. 本日の総会に遅参通告した委員

なし

### 6 本日の総会で報告される事項は次のとおり

報告第 25 号 会務報告について

報告第 26 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について

7 本日の総会に提案される議案は次のとおり

議案第 48 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第 49 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第 50 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第 51 号 現況確認証明申請について

議案第 52 号 農用地利用集積計画について

議案第 53 号 荒廃農地の非農地判断について

8 農業委員会事務局職員

事務局長 高 橋 喜一郎

次長兼農地係長 誼 高 文 信

塩川総合支所産業建設課（農業委員会事務局職員併任）

主 査 佐 藤 崇 史

山都総合支所産業建設課（農業委員会事務局職員併任）

主 事 安 部 吉 晃

高郷総合支所産業建設課（農業委員会事務局職員併任）

主 査 小 林 さおり

9. 会議の概要

○会長（あいさつ）

本日の総会には、報告 2 件、議案 6 件を予定しております。皆様方のご協力をいただき、スムーズに進めさせていただくことをお願い申しあげ、ごあいさつに代えさせていただきます。

よろしくお願ひいたします。

(開 会)

○議長

欠席委員は、おりません。

定足数に達しておりますので、これより第12回喜多方市農業委員会総会を開会いたします。

○議長

会期は、本日一日間とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日一日間と決しました。

○議長

議事録署名委員は、議長より指名してご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議事録署名委員には、3番 渡部清孝委員、4番 小沢勝則委員を指名いたします。

(報告事項)

○議長

はじめに、報告第25号及び報告第26号の報告事項を議題といたします。

事務局より一括して内容の報告をさせます。

報告第25号 会務報告について

○事務局 (高橋事務局長)

[1件を朗読、説明。]

報告第26号 農地法第18条第6項の規定による通知について

○事務局（誼高次長兼農地係長、塩川総合支所産業建設課 佐藤主査、  
山都総合支所産業建設課 安部主事）

〔7件を朗読、説明。〕

○議長

それではここで、報告第25号及び報告第26号の報告事項について、  
ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。報告第25号及び報告第26号は、事務局報告のと  
おり了承することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、報告第25号及び報告第26号は了承することにしました。

（議案審議）

○議長

議案審議に入ります。

「議案第48号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について」  
を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局（誼高次長兼農地係長、熱塩加納総合支所産業建設課 齋藤副  
主任主査）

〔所有権移転4件を朗読、説明。〕

○議長

それでは、事前に実情並びに現地調査をされました

所有権移転のNo. 1 については、1番 高橋忠一委員、No. 2 については、13番 木村富士男委員、No. 3 については、8番 山口久人委員、No. 4 については、12番 木戸賢治委員より現地調査の結果、並びに補足説明がありましたら報告を求めます。

○高橋忠一委員

〔所有権移転のNo. 1 について、現地調査の結果並びに補足説明〕

1番高橋です。案件No. 1についてご報告いたします。11月11日午前10時15分頃から現地調査並びに聞き取り調査を行いました。当日、譲渡人の〇〇〇さんは欠席でしたが、譲受人の〇〇〇さんに出席をいただきました。この土地は空き家バンクに登録されている空き家に付随している土地で、現在は近所の方がソバを作付けしておりますが、今後もソバを作っていくということで近隣に迷惑がかかるということはなく、特に問題はないと判断いたしました。以上です。

○木村富士男委員

〔所有権移転のNo. 2 について、現地調査の結果並びに補足説明〕

13番木村です。案件No. 2についてご報告いたします。11月3日午後1時ごろ譲渡人の〇〇〇さんと現地調査並びに聞き取り調査を行いました。申請地はしっかりと管理されており、稲刈りが終了した状態でした。今までも〇〇〇に貸し付けをしており、所有権移転後は譲受人と〇〇〇との農作業受委託契約を結び、適正に管理をしていくとのことでした。なお、譲受人の小林さんとは電話で内容を確認しております。以上です。

○山口久人委員

〔所有権移転のNo. 3 について、現地調査の結果並びに補足説明〕

8番山口です。案件No. 3についてご報告いたします。11月2日に譲渡人、譲受人の両名と現地調査並びに聞き取り調査を行いました。今回の申請は、親子間の生前贈与であり、今まで通り耕作管理されると思いますので特段問題はないと判断いたしました。以上です。

○木戸賢治委員

〔所有権移転のNo. 4 について、現地調査の結果並びに補足説明〕

12番木戸です。案件No. 4についてご報告いたします。11月13日午前9時より申請者宅において譲渡人、譲受人からの内容聞き取り、その後現地を確認いたしました。譲受人はお元気で現在も農業に従事されておりますが、85歳を機に譲受人である娘さんに生前贈与されるとのことでした。申請地に遊休農地などはなく、適正に耕作管理されており、今後も今まで通り管理していくとのことでした。したがって、本申請に伴う権利の取得については、問題はないと判断いたしました。以上です。

○議長

ありがとうございました。

それではここで、議案第48号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

○木戸賢治委員

案件No. 2についてご質問いたします。以前に申請地は遠隔地ですが、譲受人が〇〇〇さんと農作業受委託契約を結び、出荷名義を自分にすればよいというお話をお聞きしました。しかしながら、喜多方市農業委員会の内規では農地法第3条の場合、自らが3年3作以上耕作管理するとなっております。それには抵触しないのか判断をお伺いします。

○事務局（誼高次長兼農地係長）

今ほどのご質問についてご回答いたします。内規では3年3作ということで決まっておりますが、本案件につきましては福島県農業会議に内容を問い合わせしております。委託というサービスを受け、出荷名義は自分にして農業経営をしていくという形であります。喜多方市の内規上はそうなっているかもしれませんが、農地法上は問題はないとのことでした。本案件につきましては申請通り提案させて頂きました。

○事務局（高橋局長）

喜多方市の内規として問題がないのかということにつきましては、

内規より上の農地法の中では問題がないということでございますので、特例として認めざるを得ないと考えます。なお、内規について、こういったケースの部分について明確にする必要があると考えますので別途検討させていただきたいと思っております。本案件につきましては、福島県農業会議に照会したことでありますので、このような内容でお受けするしかないとのことで事務局として判断しております。

○齋藤澄子委員

今の事務局のご説明はわかりましたが、今後このようなことは増えてくると思っております。内規を決めてから申請を受けるべき案件であると思っております。この時点で本案件を処理するというのはいかがなものでしょうか。

○事務局（高橋局長）

今ほどの件につきまして、前後してしまっているとのことで大変申し訳ございません。本日の全員協議会の際に、今ほどの件を検討させていただきたいと思っております。

○齋藤澄子委員

全員協議会の際に決めるとのことであれば、本案件を保留にして、来月の総会で決定するほうが良いのではないのでしょうか。

○事務局（高橋局長）

国や県から農地法第3条の事務処理速度を上げるように指導されておりますので、来月に持ち越すのではなく、ここで休議させていただき、本案件について全員協議会を間に入れて検討・整理の上、決定させていただきたいと思っております。

〔休議〕 20分間

○議長

再開いたします。本案件につきましては、保留とさせていただきます。今後も様々なケースがあると思っておりますが、そういうことも含めて農地委員会などで内規を明確にさせていただき、総会にかけるという手

続きにしたいと思います。その他ございませんか。

(なしの声あり)

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第48号についてNo. 2の案件を除き、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第48号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第49号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局（誼高次長兼農地係長、塩川総合支所産業建設課 佐藤主査）

〔2件を朗読、説明。〕

○議長

それでは、事前に実情並びに現地調査をされました、No. 1については、1番 高橋忠一委員、No. 2については、11番 平田恭一委員より現地調査の結果、並びに補足説明がありましたら報告を求めます。

○高橋忠一委員

〔No. 1について、現地調査の結果並びに補足説明〕

1番高橋です。No. 1についてご報告いたします。11月10日午前9時20分頃より現地調査並びに聞き取り調査を行いました。出席者は、山口委員と私、事務局次長で行っております。事務局説明の通り、違反となっていることを知らずにいたという形で、顛末書の提出があり、現在も周

りは住宅地、一部畑がありますが、周辺に迷惑がかかることもないため問題はないと判断いたしました。以上です。

○平田恭一委員

〔No.2 について、現地調査の結果並びに補足説明〕

11番平田です。案件No.2についてですが、5条の案件に関連がありますので、併せてご報告いたします。11月11日午前8時10分ごろより4条における申請人であり、5条における譲受人の〇〇〇氏、5条における譲渡人2名の方立ち会いの下、事務局より塩川総合支所佐藤主査、北見推進委員、私で現地調査並びに聞き取り調査を行いました。4条の申請地があり、その南側に5条申請地の二筆があります。その二筆と申請地の宅地の間に4条転用の申請人の畑があります。すなわち、申請人が宅地から自分の車庫、物置に行くためには自分の畑を通らなければならないという状況です。その通路に使う畑を4条転用、車庫と物置に使う畑をこの後出てくる5条移転の内容となります。なお、どちらも既に道路や車庫、物置となっておりますので、顛末書付きの申請となります。〇〇〇さんの話によりますと、両親より上の代の方々からそのように使われていたそうです。申請地周囲はコンクリートブロックで囲われており、耕作されている土地もなく、土砂の流出等もないため営農に支障を及ぼす影響はないと考えます。以上です。

○議長

ありがとうございました。

それではここで、議案第49号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

(なしの声あり)

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第49号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第49号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第50号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

なお、本案件中、所有権移転のNo.6を除く案件について、先に事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局（誼高次長兼農地係長、塩川総合支所産業建設課 佐藤主査）

〔所有権移転のNo.6を除く権利設定1件、所有権移転5件を朗読、説明。〕

○議長

それでは、事前に実情並びに現地調査をされました、権利設定のNo.1については、1番 高橋忠一委員、所有権移転のNo.1については、1番 高橋忠一委員、No.2、No.3については、8番 山口久人委員、No.4、No.5については、14番 小林博行委員より現地調査の結果、並びに補足説明がありましたら報告を求めます。

○高橋忠一委員

〔権利設定のNo.1について、現地調査の結果並びに補足説明〕

1番高橋です。案件No.1についてご報告いたします。11月10日11時頃より現地調査並びに聞き取り調査を行いました。出席者は、山口委員、私と事務局次長、譲受人と譲渡人です。現地は、自宅の西側の土地となります。両隣は別の方のハウスがありますが、迷惑にならないように建築をしたいとのことです。現状、迷惑がかかる部分はないため問題はないと判断いたしました。以上です。

○高橋忠一委員

〔所有権移転のNo. 1 について、現地調査の結果並びに補足説明〕

1番高橋です。案件No. 1についてご報告いたします。11月10日午前9時15分頃から現地調査並びに聞き取り調査を行いました。出席者は、山口委員、私と事務局次長、譲受人と譲渡人です。現場は墓石等を置いて使用している状態で、周囲は住宅地であり、顛末書の提出もありましたので問題はないと判断いたしました。

○山口久人委員

〔所有権移転のNo. 2、No. 3 について、現地調査の結果並びに補足説明〕

8番山口です。案件No. 2についてご報告いたします。11月10日午前9時50分頃譲受人立ち会いの下、高橋委員、私と事務局次長で現地調査並びに聞き取り調査を行いました。申請地は、譲受人以外が使用できる場所ではなく、農地としても利用できないところでした。周辺農地に支障を及ぼすことはなく、本案件につきましては、特段問題はないと判断いたしました。続きまして、No. 3についてご報告いたします。同日10時30分頃から譲受人立ち会いの下、高橋委員、私と事務局次長で現地調査並びに聞き取り調査を行いました。申請地は、畑として使えるような状態ではないため、雪捨て場として使用するという案件でした。周辺の農地に支障を及ぼすことはないと判断いたしました。以上です。

○小林博行委員

〔所有権移転のNo. 4、No. 5 について、現地調査の結果並びに補足説明〕

14番小林です。案件No. 4についてご報告いたします。11月11日午前10時20分より申請地の確認を、平田委員、北見推進委員、私、塩川総合支所佐藤主査、譲受人の代理である司法書士、譲渡人が出席の下、現地調査並びに聞き取り調査を行いました。申請地は、○○○地区に所在する農地であります。区画整理の終了地区内でありまして、第三種農地の取り扱い地となります。現況は柿の木数本が植えられており、ほぼ更地となっております。関係する土地改良区には、意見書を取得済みということですので、何ら問題はないと判断いたしました。続きまして、

案件No. 5についてご報告いたします。11月11日午前9時55分より申請地の確認を、平田委員、北見推進委員、私、塩川総合支所佐藤主査、譲受人立ち会いの下、現地調査並びに聞き取り調査を行いました。本申請地は、田んぼではありますが、現況は更地となっております。実家と接続しており、近いうちに住みたいということではありますが、土地改良区の地区外となっておりますので、周辺の農地の用水、排水についても問題はないと判断いたしました。以上です。

○議長

ありがとうございました。

それではここで、議案第50号 所有権移転のNo.6を除く案件についてを審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

(なしの声あり)

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第50号 所有権移転のNo.6を除く案件について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第50号 所有権移転のNo.6を除く案件については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長

続きまして、議案第50号 所有権移転のNo.6の案件についてを議題といたします。

なお、本案件につきましては、14番 小林博行委員に関する案件であり、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき議事参与の制限により、小林博行委員の退席を求めます。

( 14番 小林博行委員退席 )

○議長

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局（塩川総合支所産業建設課 佐藤主査）

〔所有権移転のNo.6の案件について朗読、説明。〕

○議長

それでは、事前に実情並びに現地調査をされました、所有権移転のNo.6について、11番 平田恭一委員より現地調査の結果、並びに補足説明がありましたら報告を求めます。

○平田恭一委員

〔所有権移転のNo.6について、現地調査の結果並びに補足説明〕

11番平田です。案件No.6についてご報告いたします。先ほどご説明した通りですが、申請地周囲はコンクリートブロックに囲われており、周囲に農地はなく、土砂の流出等はないため問題はないと判断いたしました。以上です。

○議長

ありがとうございました。

それではここで、議案第50号 所有権移転のNo.6の案件についてを審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

(なしの声あり)

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第50号 所有権移転のNo.6の案件について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第50号 所有権移転のNo.6の案件については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

14番 小林博行委員の着席を求めます。

( 14番 小林博行委員着席 )

○議長

続きまして、「議案第51号 現況確認証明申請について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局（塩川総合支所産業建設課 佐藤主査）

〔1件を朗読、説明。〕

○議長

それでは、事前に実情並びに現地調査をされました

No.1について、14番 小林博行委員より現地調査の結果、並びに補足説明がありましたら報告を求めます。

○小林博行委員

〔No.1について、現地調査の結果並びに補足説明〕

14番小林です。案件No.1についてご報告いたします。11月11日午前9時25分、申請地において平田委員、北見推進委員、私、塩川総合支所佐藤主査、申請人の弟で現況確認を行いました。ここは、○○○地区の○○○集落の西のほうに居宅があり、その周辺が申請地となっております。居宅は20年ほど前から空き家になっており、申請地は竹藪と萱で原野の状態でありました。周辺農地に支障を及ぼすことはないですが、原野が適当であると判断いたしました。以上です。

○議長

ありがとうございました。

それではここで、議案第51号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

(なしの声あり)

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第51号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第51号については、申請書のとおり許可することに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第52号 農用地利用集積計画について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局（誼高次長兼農地係長、熱塩加納総合支所産業建設課 齋藤副主任主査、塩川総合支所産業建設課 佐藤主査、山都総合支所産業建設課 安部主事、高郷総合支所産業建設課 小林主査）

[利用権設定22件、所有権移転2件を朗読、説明。]

○議長

それではここで、議案第52号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

(なしの声あり)

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第52号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第52号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第53号 荒廃農地の非農地判断について」を議題といたします。事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局（誼高次長兼農地係長）

〔1件を朗読、説明。〕

○議長

それでは、議案第53号についてを審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第53号について、原案のとおり非農地と判断することに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第53号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長

以上で、本総会の日程はすべて終了いたしました。

これを持ちまして、第12回喜多方市農業委員会総会を閉会といたします。

（閉 会） 1 5 : 1 3